

環境負荷低減の見える化システム使用許諾及び免責事項(算定者用)

最終更新日：令和 7 年 10 月 1 日

農林水産省は、第 2 条 2 に定める利用者に対し、農林水産省が提供する環境負荷低減の見える化システム（以下、「見える化システム」）により提供される機能（以下、「本機能」）を使用する権利を以下に記載する事項（以下、「本契約」）に基づき許諾します。本機能を使用することにより、利用者は本契約のすべてに同意したものとみなします。

第 1 条（目的）

本契約は、農林水産省が提供する本機能の使用に関し、利用者に同意していただく必要な事項を定めることを目的とします。

第 2 条（定義）

本契約で使用する用語の定義は、次の各項のとおりとします。

1. 「本機能」とは、農林水産省が提供する見える化システムにより提供される機能をいいます。
2. 「利用者」とは、本機能を使用する、個人又は法人をいいます。利用者は、本契約及び「（農林水産省 農産物の簡易算定シートユーザー向け）IDEA エンドユーザーライセンス規約」を読んでその内容と条件を完全に理解して同意し、かつ、農林水産省の許諾を得て環境負荷低減の見える化システムと API 連携を行ったアプリケーションやウェブアプリケーション等のサービス（以下、「サービス」という）を提供する者から、そのサービスを受けることにより、本機能を使用することができます。
3. 「コンテンツ」とは、本機能が取得、及び提供する情報をいいます。

第 3 条（著作権）

1. 本機能に関する著作権等の知的財産権は、農林水産省に又は農林水産省に権利許諾した第三者に帰属し、本機能は日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。したがって利用者は、本機能を他の著作物と同様に扱わなければなりません。
2. 本機能は、環境負荷低減の評価に当たり利用するツールとして、「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）に位置付けられています。本ガイドライン及び関連する資料（以下、まとめて「関連資料」）は農林水産省ウェブサイトにおいて閲覧可能です。これら関連資料の著作権は、農林水産省に帰属し、日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。

3. 利用者は、本ソフトウェア及び関連資料に付されている著作権表示及びその他の権利表示を除去することはできません。

第4条（権利の許諾）

1. 利用者は、本規約の条項にしたがって本機能を使用する、非独占的な権利を本契約に基づきを取得します。
2. 利用者は、サービスを通じて出力された結果に「公開可」又は「公開可能」との明示がある場合、明示された箇所・情報についてのみ公開や、第三者への提供等（以下、「公開等」）が可能です。ただし、利用者が利用するサービスにおいて、そのような明示がされない場合、公開等が可能な範囲は以下を参照することとします。

いずれの場合においても、利用者と、入力した情報についての権利を有する者が異なる場合、権利を有する者の同意なく、情報を公開することはできません。

<公開等が可能な事項>

～全般～

- ・ 算定者／生産者にかかる情報
- ・ 算定結果の取扱い、許諾・規約への回答
- ・ 登録番号
- ・ 付与された等級数（※1）
- ・ 基本情報（品目、生産地、栽培延べ面積、延べ収穫量、算定実施日、栽培期間）

（※1）ガイドラインに則って算定を行い、等級が付与された場合に限りま。また、公開等の際は、何に対しての等級か（GHG 面積当たり／GHG 重量当たり／生物多様性）を明示する必要があります。

～温室効果ガス削減貢献～

- ・ 項目レベルの各種活動量・活動情報
すなわち、生産活動情報（作物残さの取扱い、水田の湛水方式、土壌への炭素貯留の取組、緑肥施用、草生栽培、秋耕）及び資材使用量（農薬、肥料、プラスチック資材、化石燃料・電力）
- ・ 項目レベルの標準活動量
- ・ カテゴリ（※2）レベルの算定 GHG 排出量及び標準排出量（農地 10 a 当たり）
- ・ カテゴリレベルの算定 GHG 排出量及び標準排出量（農産物 10 kg 当たり）
- ・ カテゴリレベルの算定 GHG 削減貢献量及び削減貢献率（農地 10 a 当たり）
- ・ カテゴリレベルの算定 GHG 削減貢献量及び削減貢献率（農産物 10 kg 当たり）

（※2）カテゴリ：農薬／肥料／プラスチック資材／燃料・電力／土壌 N₂O／水田 CH₄／残さ焼却／土壌への炭素貯留（マイナス分）

～生物多様性保全～

- ・ 対象取組及び特記事項に係る一切の項目

第5条（コンテンツの使用条件等）

コンテンツの使用条件等は、農林水産省 Web サイト「リンクについて・著作権」
<<https://www.maff.go.jp/j/use/link.html>>に準じるものとします。

第6条（使用可能時間及び使用の停止等）

1. 本機能は、予告なく、本機能の停止、性能の劣化等が発生することがあります。
2. 農林水産省は、利用者への事前の通知をすることなく、本機能の停止を行うことができるものとします。
3. 農林水産省は、本機能の負荷状況に応じてアクセス制限をかけることがあります。

第7条（機能の更新）

農林水産省は、本機能を必要に応じて更新することがあります。

第8条（禁止事項）

1. 利用者は、本契約に明示的に許諾されている場合を除いて、本機能の使用をすることはできません。
2. 利用者は、本機能の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
 - (1) 他の利用者に成りすますこと。
 - (2) 本機能の管理及び運営を故意に妨害すること。
 - (3) 本機能を第三者に使用許諾、貸与又はリースすること。
 - (4) 農林水産省又は第三者の知的財産権を侵害すること。
 - (5) 農林水産省又は第三者の名誉・信用を毀損又は不当に差別もしくは誹謗中傷すること。
 - (6) 農林水産省又は第三者の財産を侵害すること、又は侵害するおそれのある行為をすること。
 - (7) 農林水産省又は第三者に経済的損害を与えること。
 - (8) 農林水産省又は第三者に対する脅迫的な行為をすること。
 - (9) 本機能を提供する環境負荷低減の見える化システムのリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをすること。
 - (10) コンピューターウイルス、有害なプログラムを使用又はそれを誘発すること。

- (11) 本機能用インフラ設備に対して過度な負担となるストレスをかけること。
 - (12) 本機能を提供するためのサーバーやシステム、セキュリティ機能への攻撃。
 - (13) 農林水産省が認める方法以外の方法で本機能が提供するコンテンツにアクセスを試みる
こと。
 - (14) 本機能のデータベースに入力されている情報やソースコード等の改ざんを行う又は試
みること。
 - (15) 法令、本契約、IDEA ライセンス規約、その他公序良俗に反すること。
3. 農林水産省は、利用者が前項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行ったことを疑うに足
りる相当な理由がある場合もしくはその他農林水産省が必要と認める場合は、利用者に対
し、使用状況等について、内容の聴取ができるものとし、聴取の結果、同号に掲げるいづれ
かに該当する行為を行った場合もしくは行うおそれがあるとみとめられた場合には、必要に
応じて、改善要求ができるものとします。

第9条（免責）

- 1. 農林水産省は、本機能に万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、利用者に対して一
切の保証をしません。
- 2. 農林水産省は、本機能の中断又は停止によって生じうるあらゆる損害等に関し、利用者に対
して一切の責任を負いません。
- 3. 農林水産省は、本機能の使用に関して、利用者又は利用者の顧客に生じうるあらゆる損害等
に関し、一切の責任を負いません。
- 4. 農林水産省は、本機能について、第三者との間で紛争等が生じた場合でも、一切その責任を
負いません。

第10条（補償）

利用者は、本機能の使用により得られたコンテンツ等に関連して、第三者との間で生じた苦
情、請求その他の紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、農林水産省
に対していかなる責任を負担させないものとします。

第 11 条（情報の取扱）

1. 農林水産省は、利用者から API を通じて提供された、以下を含む各種情報を、農林水産省「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/guideline_all.pdf>（以下「見える化」ガイドライン」という）別記 3 プライバシーポリシーに則り、利用目的の範囲内で適切に取り扱います。
 - ・ 入力データ、算定結果及び算定結果に基づく等級
 - ・ 算定者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス
団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地、電話番号及びメールアドレス
 - ・ 生産者の氏名又は団体名称
 - ・ 品目名及び栽培面積
 - ・ 収穫量
2. API を通じて WAGRI 上に保存された情報の取り扱いについては、農業データ連携基盤（WAGRI）利用規約及び農業データ連携基盤（WAGRI）データ提供利用規約の定めるところによります。

第 12 条（契約の期間）

本契約は、本機能を使用できる環境に置いたとき、もしくは使用を始めたとき、のいずれか最も早い時期に発効し、第 13 条により本契約が終了するまで有効であるものとします。

第 13 条（契約の終了）

1. 利用者は、本機能を使用できない環境に置くことにより、いつでも本契約を終了させることができます。
2. 農林水産省は、利用者が本契約のいずれかの条項に違反したときもしくはその他農林水産省が必要と認める場合には、利用者に対し何らの通知・催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。
3. 農林水産省は、本機能の提供を終了するときは、利用者に対して事前に通知を行うことにより、本契約を終了させることができます。
4. 理由の如何を問わず、本契約が終了したときは、利用者は、直ちに本機能の使用を中止しなければなりません。
5. 農林水産省は、理由の如何を問わず、本契約の終了に伴って利用者に対して生じた損害につ

いて責任を負いません。

第 14 条（本利用規約の改定）

1. 農林水産省は、必要があると認めるときは、変更の内容及び効力発生時期を利用者に対し事前に周知し、本契約を改定することができるものとします。
2. 改定後の契約は、前項により周知した効力発生時期をもって効力を生じ、利用者に適用されるものとします。

第 15 条（準拠法及び裁判管轄）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用され、本契約から生じる紛争については日本国東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（その他）

1. 本機能をご利用いただけるのは、日本国内からに限ります。
2. 利用者は、本規約に違反して農林水産省又は農林水産省に権利許諾した者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負います。
3. 農林水産省は、IDEA エンドユーザーライセンス規約の違反の疑いその他、特別の理由のある場合には、利用者の氏名、組織名その他の情報を一般社団法人サステナブル経営推進機構に提供することがあります。
4. 農林水産省は、本契約内容を利用者へ通知することなく、いつでも変更できるものとします。本契約内容変更後も本機能を使用することで、利用者は変更後の本契約に全面的に同意をしたものとみなします。